

第7次ほくとゆうゆうふれあい計画(第7次北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画)  
策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

第7次ほくとゆうゆうふれあい計画(第7次北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画)策定業務委託公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)は、第7次ほくとゆうゆうふれあい計画(第7次北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画)策定業務委託に関し、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名及び計画期間

第7次ほくとゆうゆうふれあい計画(第7次北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画)策定業務委託(以下「本業務」という。)

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とする。

(2) 業務内容

第7次ほくとゆうゆうふれあい計画(第7次北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画)策定業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

(3) 契約履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月25日(月)までとする。

(令和4年度業務は、令和5年3月31日(金)までとする。)

(4) 提案上限額

6,470,000円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

うち、令和4年度上限額3,417,000円

令和5年度上限額3,053,000円

見積書を提出する際は、各年度の上限額を超えてはならない。

3 担当部局

北杜市役所 福祉保健部 介護支援課 介護保険担当

住 所 〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地1

電 話 0551-42-1333(直通)

FAX 0551-42-1125

E-mail kaigoshien@city.hokuto.lg.jp

4 公告

本業務のプロポーザルの公告は、北杜市公告式規則(平成16年北杜市規則第1号)により行うほか、本市ホームページに掲載するものとする。

## 5 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- (1) 本プロポーザルに参加することができる参加者は、北杜市プロポーザル方式の実施に関する事務処理要領(平成24年北杜市告示第1号)第4条に規定された者であること。ただし、本業務の特殊性などを考慮し、北杜市入札参加者名簿に登録された者以外の参加も認めるものとする。
- (2) 老人福祉計画及び介護保険事業計画又は各種行政計画の策定に関する業務実績が、過去5年以内にあること。
- (3) 仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。
- (4) 厚生労働省が運営している、地域包括ケア「見える化」システムを使用して、地域間比較等による現状分析から本市の課題抽出を行うこと、同様の課題を抱える自治体の取組事例等を参考に本市に適した施策を検討すること、推計人口、給付費見込み量及び保険料の算定等、分析技術を有し、介護保険制度やその他関連施策について熟知した研究員を本業務に配置できること。

## 6 参加申込手続

本業務のプロポーザル参加者は、次の各号により参加申込書を提出しなければならない。

- (1) 参加申込書  
第7次ほくとゆうゆうふれあい計画(第7次北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画)策定業務委託公募型プロポーザル参加申込書(様式第1号)
- (2) 提出期限  
公告の日から令和4年5月12日(木) 午後5時まで
- (3) 提出先  
上記3の担当部局に同じ
- (4) 提出方法  
参加申込書は持参又は郵送により提出すること。なお、期限までに届かなかった参加申込書は受け付けない。また、持参の場合は、休日を除く平日の午前8時30分から午後5時までに提出すること。
- (5) 北杜市入札参加資格者名簿に登録された者以外が参加申込を行う場合は、次に示す追加書類を併せて提出すること。
  - ① 競争入札参加資格審査申請書類チェックシート(指定様式)
  - ② 競争入札参加資格審査申請書(指定様式)
  - ③ 営業所一覧(指定様式)
  - ④ 財務諸表

- ⑤ 国税に未納のない証明書(写)
- ⑥ 都道府県税に未納のない証明書(写)
- ⑦ 区市町村税に未納のない証明書(写)
- ⑧ 登録証明書
- ⑨ 履歴事項全部証明書(写)
- ⑩ 使用印鑑届(指定様式)
- ⑪ 印鑑証明書
- ⑫ 営業経歴書(指定様式)
- ⑬ 委任状(指定様式)
- ⑭ 誓約書(指定様式)
- ⑮ 役員等名簿(指定様式)
- ⑯ 営業の沿革及び事業経歴書
- ⑰ ISO の登録証

## 7 質問受付及び回答

本業務に質問がある場合は、次の各号により質問書を提出しなければならない。

- (1) 質問書  
第7次ほくとゆうゆうふれあい計画(第7次北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画)策定業務委託公募型プロポーザル質問書(様式第2号)
- (2) 提出期限  
公告日から令和4年5月6日(金) 午後5時まで
- (3) 問い合わせ先  
上記3の担当部局に同じ
- (4) 提出方法  
質問書に質問事項を記載のうえ、FAXにより提出すること。提出した際は、担当部局にFAXの着信確認を行うこと。なお、口頭による質問は受け付けない。
- (5) 質問の内容  
応募書類の作成に係る質問に限る。なお、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。
- (6) 回答方法  
受付日の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)に本市ホームページにおいて回答を行う。  
質問に対する回答は、本要領及び仕様書の追加又は修正事項とみなす。

## 8 応募書類の提出方法

- (1) 提出書類
  - ① 企画提案書(様式任意)

様式は、A 4 版で両面印刷すること（A 3 版による折込の挿入は可とする。）。書式、ページ数については特に定めのないものとし、次の項目順に簡潔にまとめること。

ア 会社概要

イ 過去 5 年以内の策定実績

老人福祉計画及び介護保険事業計画又は各種行政計画の策定に関する過去 5 年以内の策定実績について（策定実績年月も記載）

ウ 業務実施体制

統括責任者及び主担当等の役割、経歴、調査・策定の経験等

エ 策定工程

策定作業フロー及びスケジュール

オ 企画提案

本市の地域包括ケアシステムの構築実現に向けて、健康寿命の延伸、介護予防の推進、認知症ケアの推進及び保健事業との連携による介護予防メニューの充実の観点から、事業の現状を分析・評価し、課題抽出と特性把握を行い、先進事例を参考にする等専門的知見を反映した企画提案  
介護保険法等関連法、施策、事業の専門的な知識や理解度

第 3 次北杜市総合計画をはじめ、高齢者福祉に関連する計画に即した企画提案

カ 策定作業

現行計画の評価・分析手法、アンケート調査の集計・分析手法、推計人口・給付費見込み量・保険料算定分析手法、素案の作成、報告書、計画書及び計画概要版の作成

② 見積書（様式任意）

見積書は、業務内訳明細を年度毎に記載し、法人（団体）の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。また人件費、諸経費、消費税額の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。

（2） 提出期限

令和 4 年 5 月 1 9 日（木） 午後 5 時まで

（3） 提出先

上記 3 の担当部局に同じ

（4） 提出方法

応募書類は持参又は郵送により提出すること。なお、期限までに届かなかった応募書類は受け付けない。また、持参の場合は、休日を除く平日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで提出すること。

（5） 提出部数

1 4 部（原本 1 部、写し 1 3 部）

(6) 応募書類の取扱い

応募書類の作成及び提出にかかる費用は参加者の負担とする。

提出された応募書類は返却しないものとする。

実施要領及び仕様書に定めのない事項は、市と参加者において別途協議する。

9 説明会の開催

応募書類の作成方法等についての説明会は実施しないものとする。

10 審査、評価及び選定

(1) 審査委員会の設置

応募書類の審査、評価及び選定は、第7次ほくとゆうゆうふれあい計画(第7次北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画)策定業務委託公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行うものとする。

(2) プレゼンテーションの実施

① 審査のため、企画提案書に基づくプレゼンテーションを実施するものとする。(発表時間は30分以内とし、説明20分、質疑応答10分とする。)

② プレゼンテーションは、令和4年5月27日(金)に実施する。なお、時間と場所については、別途参加者に通知する。

③ 応募者が多数の場合は、審査委員会において「選定評価基準」に基づき書類をあらかじめ審査し、3者程度を選定する。

④ パワーポイント等を使用する場合は、パソコン及びプロジェクターを持参し、スクリーンは市が用意するので事前に連絡すること。

(3) 審査及び評価の項目

応募書類等を「選定評価基準」に基づき、総合的に審査し、特定者及び次点者を選定する。

選定評価基準項目		評価点
業務実施体制	業務実施体制	5
策定工程	策定作業フロー及びスケジュール	5

企画提案	本市の地域包括ケアシステムの構築実現に向けて、健康寿命の延伸、介護予防の推進、認知症ケアの推進及び保健事業との連携による介護予防メニューの充実の観点から、事業の現状を分析・評価し、課題抽出と特性把握を行い、先進事例を参考にする等専門的知見を反映した企画提案 介護保険法等関連法、施策、事業の専門的な知識や理解度 第3次北杜市総合計画をはじめ、高齢者福祉に関連する計画に即した企画提案	40
策定作業	現行計画の評価・分析手法、アンケート調査の集計・分析手法、推計人口・給付費見込み量・保険料算定分析手法、素案の作成、報告書、計画書及び計画概要版の作成	35
見積価格	見積価格の妥当性	15
合 計		100

(4) 選定結果の通知

- ① 審査委員会において、応募書類等の内容を総合的に審査及び評価を行い、最も優れた提案を行った者を特定者として1名、特定者の次に優れた提案を行った者を次点者として1名選定する。
- ② 審査委員会は非公開で行い、審査の内容や経過に関する問い合わせには応じない。
- ③ なお、参加者が1名の場合については、審査において、各委員の評価合計点の平均が70点以上であれば、実施要領及び仕様書等を満たすものと判断し、その参加者を特定者として選定する。
- ④ 審査結果は、令和4年6月3日(金)までに、参加者に通知する。

1.1 契約に関する基本的事項

特定者と協議し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条に定める随意契約により速やかに契約手続きを進めるものとする。

なお、特定者との協議が整わない場合、その他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、次点者と順次交渉するものとする。

## 1.2 契約保証金

本業務の契約における契約保証金は免除とする。

## 1.3 本業務のプロポーザルの実施に係るスケジュール

実施内容	実施期間又は期日
公募期間	令和4年4月18日(月)～令和4年5月19日(木)
質問受付期限	令和4年5月6日(金) 午後5時まで
質問回答期限	質問書受付日の翌日から起算して3日以内
参加申込書提出期限	令和4年5月12日(木) 午後5時まで
応募書類提出期限	令和4年5月19日(木) 午後5時まで
プレゼンテーション 審査日	令和4年5月27日(金)
審査結果通知期限	令和4年6月3日(金)までに通知する。

## 1.4 その他

- (1) 審査結果に関する質問・異議申し立ては受け付けない。
- (2) 応募書類の提出に当たっての留意事項
  - ① 提出された応募書類は、提出期限までは記載された内容の追加、変更等を行うことができるものとする。ただし、記載された内容の追加、変更等を行う場合は、提出された書類を一旦持ち帰り、提出期限までに改めて内容の追加、変更等を行った書類を提出するものとする。
  - ② 提出期限を過ぎた後は、応募書類の追加、変更等はできないものとする。
  - ③ 理由を問わず、応募書類の提出期限後の提出は一切受け付けないものとする。
  - ④ 応募書類の作成に当たっては、仕様書及び上記8の応募書類の提出方法の(1)の内容等を確認のうえ、作成するものとする。
- (3) 無効となる応募書類  
提出された応募書類が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、これを無効とし、参加者は本業務のプロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- ① 提出方法、提出先、提出期限等が実施要領その他の定めに適合しないもの
  - ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - ③ 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 本市は、取得した個人情報について、当該評価に係る目的以外に使用しない。  
また、第三者に情報提供はしない。
- (5) 本市からの疑義照会及び追加資料の要求  
提出期限までに応募書類を提出した者に対して、本市から応募書類の内容についての疑義照会や追加資料の提出を求めることがある。



(様式第1号)

第7次ほくとゆうゆうふれあい計画(第7次北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画)  
策定業務委託公募型プロポーザル参加申込書

年 月 日

北杜市長 上 村 英 司 様

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

当社は、第7次ほくとゆうゆうふれあい計画(第7次北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画)策定業務委託公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、プロポーザルへの参加を申し込みいたします。

なお、実施要領5参加資格要件については、全て満たしております。

(担当者)

所属部署

担当者氏名

電話番号

F A X

E - m a i l

(様式第2号)

第7次ほくとゆうゆうふれあい計画(第7次北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画)  
策定業務委託公募型プロポーザル質問書

年 月 日

法 人 名	
所 属 ・ 担 当 者 名	
電 話 番 号	
F A X	
E - m a i l	

質 問 事 項	回 答

送信先 北杜市役所 福祉保健部 介護支援課 介護保険担当

FAX 0551-42-1125

※FAX送信されているか、必ず電話で確認してください。

電 話 0551-42-1333